

令和6年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について (2) 令和7年度指定管理者選定スケジュールについて (3) その他
日時	令和7年1月27日(月) 13時30分～15時00分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	【委員】 中村委員長、山本副委員長、小山委員、山田委員 【事務局】 (行政改革推進課) 永倉課長、廣瀬主幹、岡崎課長補佐、千葉副主査
会議資料	・ 令和6年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 次第 ・ 【資料1】「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」等の改訂の主な内容について ・ 【資料2】「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」(見え消し) ・ 【資料3】指定管理者選定における確認事項について ・ 【資料4】令和7年度における指定管理者選定施設一覧(予定) ・ 【資料5】令和7年度指定管理者選定等委員会年間スケジュール(案)
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

会議録

○廣瀬主幹

それでは定刻となりましたので、ただいまより開始させていただきます。

委員の皆様、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和6年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の議題としましては、

- (1) 指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について
- (2) 令和7年度指定管理者選定スケジュールについて
- (3) その他

の3点となっています。

資料につきましては、次第の下段に記載しておりますが、これより資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

○廣瀬主幹

資料の不足等はありませんでしょうか。

【資料等不足なし】

○廣瀬主幹

ありがとうございます。

続いて本日の委員会の成立について、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第6条第2項に従い、本委員会委員4名のうち、現在4名の皆様にご出席いただいておりますので、本委員会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては中村委員長にお願いさせていただきたいと思っております。

○中村委員長

本年も始まりましたので、皆様よろしくお願いいたします。

現在では、指定管理者制度は行政にとって必要不可欠なものとなってきていますが、逆

にそれだけ慣れすぎてしまっている部分もあります。そのような意味では、我々はせっかく委員の職を拝命しましたので、今年もしっかりと指定管理者を選定するといったことに注力していき、茅ヶ崎市にとってより良い行政運営ができるようお手伝いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議を進めさせていただきます。まず始めに本委員会の公開、非公開については、委員会資料を確認したところ、非公開事由に該当する事項はありませんので、本委員会は公開で実施させていただきます。よろしくお願いいたします。

今年に関しては、後ほど事務局より説明があるかと思いますが、指定管理者を選定する施設数が多くなっているため、その分委員皆様のご負担も多くなってくるかと思っています。

今からご説明いただく「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」につきましても、事務局にて丁寧に改訂していただいておりますので、説明に時間がかかるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

では次第に沿いまして、議題1について事務局より説明をお願いいたします。

○千葉副主査

それでは議題1の「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」等の改訂についてご説明させていただきます。

こちらについては、資料1及び資料2を用いてご説明させていただきます。資料1については、変更部分のみを切り取って記載をしており、資料2についてはその前後の文脈を確認するために活用していただきたいと思います。

資料1から順にご説明させていただきます。

まず1点目、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」の中から、(1)申請書類のうち、賃金に関する書類について、今年度選定のあった子育て支援センターの指定管理者選定の際にご指摘をいただき、限定的な表現となっていたため、内容を記載のとおり修正させていただくものです。

主な内容については、「賃金規定等」となっていた表現について、下線部分のとおり「賃金に関する規則（例：賃金規定）及び労働条件通知書」に変更させていただきたいと考えております。

2点目、(2)委員会における選定の基準（評価項目及び評価の視点）については、内容が多くなっているため、見え消しにてお示しさせていただいております。

提示の有無だけで評価することが適当でない箇所について、提案内容を評価する文言に修正し、併せてモニタリングや選定時のご意見を踏まえ、より具体的な評価を実施するために項目を追加させていただきたいと考えております。語尾の修正で、内容に関する大きな修正はございません。

次ページに移りまして、「5 施設の運営について」の部分に関して、(3)、(7)、(8)を追加させていただきたいと考えております。

(3)については、モニタリング内でのご意見を踏まえ、ホームページの更新頻度や内容の充実を図っていくことに関して、今後もきちんと取り組んでいただくべきとのご指摘がありましたので、従来は(2)の部分に広報及び利用者要望の2つの内容を盛り込んでいたものを、広報の部分だけを切り取り、(3)としてホームページの内容も追記した上で別立てさせていただいております。

続いて(7)、(8)については、子育て支援センターの指定管理者選定における面接時に質問が多かった「地域の実情」や「機能拡充」、「デジタル化に関する方策」といった内容のご指摘が多かったと認識しておりますので、こちらの項目を追加させていただいております。

4ページに移りまして、(3)基本協定書の標準例に関する内容の修正についてご説明させていただきます。

基本協定書第28条の4項について、「委託者は、受託者から減額免除の実績報告を受けたときは、速やかに減額免除の実績に関する精算をするものとする。」との記載がありましたが、実際には減額免除分の補填は実施していないことから、記載のとおり修正をさせていただきたいと考えております。

続いて5ページ、(4)についても同様に基本協定書の内容となり、第41条について修正するものとなります。

こちらは現行の指定管理を行っている総合体育館につきまして、来年度より新たに指定福祉避難所として別途協定を締結する予定です。その一部について、抜粋したものを基本協定書の標準例に加えるため、修正させていただくものとなります。

主な修正内容については、費用負担の明確化などといった部分を盛り込むものとなっております。

続いて5ページ下段、指定管理者募集要項の標準例についてご説明いたします。

まず応募資格に関する部分について、もともと国税及び地方税との記載があったものをより細分化して記載するよう修正させていただいております。

6ページ上段、応募書類の開示に関する事項について、こちらは指定管理者による公の施設の管理は、極めて公共性の高い事業であり、事業者のノウハウの公開といった支障よりも指定管理者の業務内容の透明性の確保の視点が重要といった観点から、もともとは「原則公開」となっていたものを「公開」といった記載に変更するものです。

主な公開対象については、申請書や共同事業体の場合には協定書、委任状、さらには事業計画書、団体の概要書、公の施設の管理実績などとなり、財務諸表等については非公開となります。

続いて「15 施設のあり方の検討について」に関して、こちらは「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」といったものを令和6年3月に施行し、公共施設の整備や再編計画による施設の移転の可能性が考慮されることから、記載のとおり内容を追加させていただきたいと考えております。

7ページに移りまして、指定管理者管理運営の基準に関する標準例について、こちらについては「茅ヶ崎市情報公開条例」が変更されたことによる条項のずれがありましたので、第24条であったものを第21条に変更させていただくものです。

続いて「4 指定管理者指定申請 提出書類様式集標準例」について、表紙及び指定申請書に関する部分の修正については、先ほどご説明させていただいた内容と同様となりますので、割愛させていただきます。

次の事業計画書の部分について、こちらは各申請書様式の下段に注釈にて「イメージしやすいよう、図や表を活用していただくなど、わかりやすい資料作成に努めてください。」といった記載がありましたが、申請書の記載については事業者の裁量によるものとなり、記載しておくものではないといったことから削除させていただきたいと考えております。

資料1については以上となります。

引き続き、資料3についてご説明させていただきます。

資料3については、指定管理者選定における確認事項となりまして、今後の対応案を記載させていただいておりますので、委員の皆様にご意見を頂戴したいと思っております。

まず1点目、評価の視点における実績に関する項目の設定について、公募施設における指定管理者の選定にあたっては、選定審査評価表に基づいて審査を行っていただくこととしております。従来はより多くの事業者に応募していただくといった競争性確保の観点から、実績に関する項目は設けていませんでした。しかし、今後は過去の実績を踏まえることで安定した施設運営が期待できるといったことから、実績が重視される施設については、実績に関する評価項目を設けることができるものとさせていただきたいと考えております。

2点目、指定管理者募集の応募書類における黒塗り箇所の明確化について、これまで公募による指定管理者選定については、応募書類を提出していただいた上で、公平性確保の観点から応募事業者名を伏せた状態で委員の皆様にご提供させていただいておりました。そのため、応募書類に記載された応募事業者名やロゴ、応募事業者名が類推される子会社などの関連企業名については黒塗りとさせていただいておりましたが、子育て支援センターの指定管理者選定時に、特に財務に関する書類についても大部分を黒塗りしているケースがあり、選定への影響も懸念されたことから、今後の対応として、応募事業者名及びロゴのみを黒塗りさせていただくこととさせていただきたいと考えております。

続いて、後ほど議題2にて来年度の指定管理者の選定スケジュールについてご説明させ

ていただきますが、令和7年度に選定を予定している施設の一括募集、申請受付及び応募書類の提出についてご説明させていただきます。令和7年度には地域集会施設11施設、市民活動サポートセンター1施設、老人憩の家3施設、老人福祉センター1施設、児童クラブ23施設、子どもの家6施設の選定を予定しております。従来は、申請等は各々の施設で実施し、評価のみ一括して実施させていただいておりました。しかし、このうち地域集会施設、老人憩の家、子どもの家につきましては、同一敷地内に位置しており地域事情が類似しているということ、また現在も同一の団体が指定管理者として管理運営していることを踏まえ、今後は申請受付及び応募書類の提出についても一括して実施できるようにさせていただきたいと考えております。

4点目、選定を予定している施設の現地視察について、募集要項の審査を実施していただく委員会の前に事務局が選定した施設の概要を把握していただくことを目的として、委員の皆様には視察をしていただいております。令和7年度以降についても、事務局が選定した施設を視察していただきたいと考えておまして、今後は公募、非公募に関わらず、事務局が選定した施設を視察していただくこととさせていただきたいと思っております。同種の施設を複数選定する場合については、複数施設の中から事務局が選定した施設のみを視察していただくこととします。

事務局からの説明は以上となります。

○中村委員長

ありがとうございました。

説明がありましたが、資料1、2それから資料3はそれぞれ性格が異なりますので、2つに分けて委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

資料1、2に係る「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」については、考え方となりますので、規則といった捉え方でよいのでしょうか。

○廣瀬主幹

市の内部における内規のような取扱いとなります。

○中村委員長

執行側はこれを中心に指定管理を運営していることとなりますが、今回の改訂において不都合がある部分を細かく修正し、分かりやすくしていただいたといったところが主な改訂になろうかと思いますが、委員の皆様からご意見はありますでしょうか。

○山田委員

まず小さい部分から確認させていただきます。

資料１の２ページの「６ 危機管理について」内の「（２）施設で想定される事業リスクを明確に抽出・分析し、対策を示しているか」は、行政文書として示しているという表現でよいのでしょうか。

○中村委員長

事務局いかがでしょうか。

○廣瀬主幹

もう少しわかりやすい表現に見直したいと思います。

ご意見ありがとうございます。

○山田委員

２点目、資料１の１ページ目後段から続いている内容について、「適切か」といった表現にすることで、審査に沿った文言になるということは重要なのですが、同時に発注時の自治体側の要件がかなり厳密に定義されていなければ適切さを判断できないので、然るべき発注方法の検討と同時に行うべきであると指摘をさせていただいたと思います。この辺りの担当部署に対する説明や課長クラスの責任者のレベルでの研修などを通して、指導を徹底するなどの方法もセットでお願いさせていただいたかと思いますが、調整できているとの認識でよいのでしょうか。

○廣瀬主幹

ありがとうございます。

山田委員おっしゃるとおり、市側における要求水準が明確になっていなければ、それに対する適切かどうかといった判断が難しいといったご指摘はごもっともだと思います。

庁内における施設所管課に対して、毎年度当初に運用についての説明会を開催していますので、まずはそこで周知をする必要があると考えております。

もう１点、公募施設につきましては募集要項などを必ずこの場で皆様に審査していただきまして、要件に合致した評価軸となっているかどうかをチェックしていただきたいと思います。

○中村委員長

現在では、提案書に記載されていれば点数をつけてしまっていたましたが、今後は事業者

からの提案に対して、事業者が実施できるかどうかなどの精査を含めた議論をしていければと思います。

○廣瀬主幹

本来であれば、委員会の場合にて評価軸の審査をしていただくことは重要になってくるかと思います。それと同時にあらかじめ市側にて評価軸の設定等をしっかりと検討していかなければいけないといったことを改めて認識いたしました。

ありがとうございます。

○中村委員長

賃金に関する規則や労働条件といった部分についても明確にしましたので、今後このあたりの内容についても審査対象になってくるかと思います。昨年の選定では、そのあたりの審査にまでは及ばなかったもので、次回以降は審査対象にしていきたいと思います。

○小山委員

基本的考え方の15ページをご覧くださいまして、先ほど委員長からお話があったように賃金に関する規定を追加していただいたのはよいと思いますが、15ページの中ほどに注釈3として記載があるのですが、この部分についてその他の応募者が当該施設と性質や規模が類似の事業所の書類を提出するものとなっていることが、若干不安です。応募する施設に適用する規程等でなければいけないと思うのですが、そのような表現をここではっきりと明確にする必要があるかと思います。ただし、基本的考え方についてはあくまでも内部の規程に関するものとなりますので、記載内容で意味は通じるかとは思いますが、気になった点になります。

もう1点、基本的考え方の39ページをご覧ください、最上段の「（２）人材育成に係る考えや研修計画などは適切か。」について、資料1の文章と照らし合わせると、「研修計画などは」ではなく、「研修計画などが」の表現の方が正しいのではないかと思います。些細なことで大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○中村委員長

最初のご指摘について、現指定管理者であれば現在運用している書類を提出し、それ以外の事業者であれば当該施設と類似した事業所で運用している書類を提出するように記載されていると思います。

○小山委員

今までの事例を見てみると、施設を運営するいわゆるホールディングス会社的な存在と実際に現場で運営する子会社があり、これらはあくまでも別会社であるため、実際に現場で運営する会社の規則をチェックするべきであり、ホールディングス会社の規則を確認しても意味がないのではないかと思います。

○中村委員長

確かにホールディングス会社の規則を提出されても実際に施設を運営するわけではないため、実際に運営する会社の規則を提出する必要があるかと思います。しかし、この表現では規則がない会社であっても、ホールディングス会社の規則をコピーして提出するといった可能性もあり、あまり意味をなさなくなってしまうといったことがあります。

○小山委員

例えば、「その他の応募者は当該施設に適用を予定する」といった文章を冒頭に入れるのはいかがでしょうか。現在類似した施設に適用している規則がなくても、将来的に当該施設に適用する規則を提出していただくことにつながるかと思います。

○廣瀬主幹

現在、類似施設に適用している規則がない場合には、当該施設を指定管理者として管理運営することを想定した規則を別に作成していただき、それを提出していただくことで審査した方がよいということでしょうか。

○小山委員

施設によっては、まったく事業内容に関係していない事業者が応募してくることも考えられます。その場合に実際に運営することのない親会社等の規則を確認しても意味がないため、類似施設で運用している規則等がない場合には、当該施設を運営すると仮定した場合に適用される規則にて審査するべきであると思いますので、文章を大幅に変更することは難しいので、「当該施設に適用する類似施設で適用している規則」といったような表現を盛り込むことをご検討いただければと思います。

○中村委員長

ホールディングス会社のようなところはひな形のようなものを提出する可能性がありますが、このように規定しておけば実際に当該施設を運営する際の規則を確認することができると思います。

他自治体でも実施しているところを見たことがないのですが、いかがでしょうか。

○小山委員

私も提案しておきながら、例えばこの指定管理の応募のためだけに実績を有しない企業がわざわざ就業規則等を作成するのかといった疑問はあります。

○山本副委員長

実際は応募する際に、事業計画を立てるかと思います。その際に賃金をいくらにするのか、毎年いくら計上するのかといったことを勤務状況も含めて決定した上で事業計画を立てることから、やはりこれらの根源となるのは就業規則や賃金規定となり、あるべきものに準じて計算をするため、事業計画とセットで考えても問題ではなく、事業者側の負担にもならないかと思います。要するに、どんぶり勘定にならずその方がリアルな数字で作成することができてよいと思います。

○中村委員長

これは表現方法を工夫していただいてもよいでしょうか。

事業者から質問があった場合には、指定管理者として当該施設を運営する場合の就業規則等を提出してほしい旨を説明していただきたいと思います。そうすることで、類似の施設を運営している場合であっても、当該施設用に一部修正して提出するといったことも合理的であると考えられますので、修正していただきたいと思います。

2点目のご意見については、そのまま反映していただければと思います。

○山本副委員長

追加でこちらの基本的考え方の14ページの後段、直近3事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）と記載されているのですが、貸借対照表や損益計算書は実際にいくらでも作ることができてしまいます。

本来はこの書類にプラスして納税証明書がついているのですが、納税に関しても基本的に未納がないことを証する書類であるため、利益が出ているのか、いないのかを確認するためにはやはり申告書の別表も一緒に添付していただく必要があります、会社の中身を見るためには財務諸表というよりも、法人税と申告書、勘定科目内訳書、財務諸表という形でセットにしていきたいと思います。法人の損益計算書については、そこで本来認められていない経費を計上することもでき、架空の利益を計上することもできます。それを別の資料にて間違いということで訂正し、正しい税金を払うといったことができます。そのため、基本的には法人の申告書一式と一緒に組み合わせなければ、法人の本来の中身が見えないと

いうことになります。

また勘定科目の内訳書がなければ、貸付金や借入金の中身というものがこういった形で借り入れたお金なのか、あるいは貸しているお金が誰に対してなのかといったところも見分けることができないので、やはり企業体制をチェックするためには申告書、勘定科目内訳書、そして財務諸表が必要になってくることから、この辺りはきちんと明記をお願いいたします。

○中村委員長

勘定科目内訳書などの書類については、本来企業側が作成しているものであるため、提出を求めればすぐに出てくるものであるかと思います。

○廣瀬主幹

実際事業者からどこまでの書類を提出すべきか問い合わせをいただくこともあるのですが、その際は関係資料一式を提出していただくようお願いしている部分もあります。

○中村委員長

我々が気にするのは、いわゆる特定の借入や貸出の部分になるかと思います。特に経営者に対しての貸出や借入といったケースがありますので、注視する必要があるかと思います。それから親会社、子会社間での関係についても見えない部分があり危険を伴いますので、それを確認する意味でもお金の流れを把握することができる内訳書の提出及び審査を実施することで明確になってくると思います。

○小山委員

確かに、前回の子育て支援センターの選定時にご指摘があり、借入などの確認はとても重要であると感じていました。

○中村委員長

経験上、私も何度か審査の際に不透明な借入金などがある場合がありますでしたが、それを確認できる書類がなかったために、後日担当者が内訳を確認した上で、契約を締結するといった事案がありました。

このようなことがありましたので、可能であれば審査の際にその辺りの確認までした上で事業者との面接を終了したいと思います。

先ほども申し上げたように、財務に関する書類は各企業で作成しているはずであり、基本的には公表できるものとした上で、公表できないような借入などはすべきではないし、

どんぶり勘定をしている企業を指定管理者として選定することはいけないと思います。
この辺りの表現方法については、一度検討をお願いします。

○廣瀬主幹

承知しました。
ご意見いただきましたとおり検討させていただきます。

○中村委員長

それでは資料 1、2 に対するご意見等は以上でよろしいでしょうか。

【異議なし】

○中村委員長

続いて資料 3 に移りたいと思います。

資料 3 については、事務局から委員に対する確認事項に関する資料となっています。

まず 1 点目、評価の視点における実績に関する項目の設定についてとなります。継続性や実績といった部分が欠落してしまうと、審査の際にまったく実績が考慮されません。しかし、指定管理の実態を考慮すると、実績やノウハウ、また当該業務にどれだけ馴染んでいるかなどの事業者としての活動や連携方法といった観点もあるかと思います。そのような意味では、実績に関する項目を設けることでその辺りの視点を評価できることとなります。しかし、あまりにも実績評価を大きくしてしまうとそれが優先されてしまい、新規事業者の参入を阻むことにもつながりますので、我々も注意して審査をする必要があります。ただし実績といった言葉は評価表内には含まれていなかったもので、既存項目とのバランスを考慮する中で、何かご意見ありますでしょうか。

○小山委員

実績に関する項目を設けることに賛成です。

委員長がおっしゃっていた新規事業者との公平性の担保をどのように確保していくかといったことは検討すべきかとは思います。

○中村委員長

私が懸念していることは、実績評価を盛り込む際に事業内容を考慮する必要があるのではないかと思いますし、その経過も記録に残しておくことも重要視すべきであると思います。

○山本副委員長

事前に募集要項等の審査の際に資料一式を事務局よりいただくとと思いますが、その際に実績に関する項目を入れるかどうかも含めて協議をしていく形でよいのではないのでしょうか。

○中村委員長

実際に施設所管課が事業者とやり取りしている経過があるかと思いますが、その辺りは配慮をしながら進めていければと思います。実績の項目を設けることで施設所管課の意見も大きな要素になってくるかと思いますが、実績に関する項目は施設によって含めることができる想定でお願いいたします。

○山田委員

この実績に関して、主語は誰ができるかと規定するのでしょうか。

実績を設けることができるといった対応案になるかと思いますが、この「できるものとします。」のうち誰ができるといったことで検討をしているのでしょうか。

山本委員がおっしゃったように、あらかじめ施設所管課や事務局が「できる」と判断した上で資料を議論するという流れであれば、自治体側ができるといったことになるかと思っています。しかし、ここに委員会の意思として実績に関する項目を設けることができるといったことも含まれているのでしょうか。

○中村委員長

当初施設所管課の意思で実績に関する項目を設けた上で、委員会にて我々がそれに対する賛否を議論することになるかと思いますが、双方含まれているのではないかと思います。

○山田委員

自治体からの要望がなくとも、この委員会にて必要だと認めた場合も実績に関する項目を設けることができるという認識でよいのでしょうか。

○廣瀬主幹

当初の想定では、山田委員ご指摘のとおり、実績に関しては普段市がやり取りをしていることとなりますので、市として実績に関する項目を設けたいかどうかをご提案させていただこうかと想定していました。しかし、市から実績に関する項目を設けていない場合に

においても、委員会として「当該施設はもっと実績を重視すべきである。」といった意見をいただけるのであれば、より評価項目の議論が練り上げられたものになると思っております。

○中村委員長

おそらく施設所管課は実績を評価したが、委員会としては評価していない。対照的に施設所管は評価していないが、委員会としては評価しているといったような意見の食い違いが生じる可能性があります。

○山田委員

そうすると、タイミングとしては公募に対する募集要項等を公表する前ということでしょうか。そうなれば委員会としても判断でき、公表してからはできないという理解でよいでしょうか。

○山本副委員長

募集要項を作成する際に、委員会にて素案を審査するフェーズがあるかと思います。その時点で実績を含めた評価表を作成しているということであれば、それに対する議論を展開し、対照的に評価表に実績に関する項目を設けていない場合でも委員会として実績に関する項目を設けるべきではないかといった意見を付して、それを踏まえて修正した上で公表することもできるかと思います。

実績に関する項目の設定については、原則市の判断によるところではありますが、募集要項等の公表前であれば委員会としても設定することができるといった認識でよいのでしょうか。

○山田委員

承知しました。

○中村委員長

実績に関する議論はこの程度でよいでしょうか。

【異議なし】

○中村委員長

それでは、2点目の提案書類に対する黒塗りの議論に移りたいと思います。

今後は応募事業者名及びロゴのみを黒塗りとし、いわゆる応募事業者名が類推されるような記載は黒塗りしないということになりますので、黒塗り箇所はかなり減るかと思えます。例えば親会社等の情報も明らかになりますので、我々が把握できる情報が増えます。対照的に明らかになる箇所が増えますので、関係するであろう記載から応募事業者名が類推されるケースが多くなるかと思いますが、これはよろしいでしょうか。

【異議なし】

○中村委員長

3点目、これは今回の特色の一つである同一敷地内に複数の事業が展開されている場合に、一括して評価等を実施する提案となります。

今回予定しているのは同一施設内での募集を想定しているので、逆に言うと従来であれば、地域集会施設や老人憩の家、子どもの家は事業が別々なので、それぞれで指定管理の募集をかけていました。そのため、今回は一括して評価等を実施できるようにするということになります。新しい取組になるかと思いますが、合理性を考慮すると妥当ではないかと思えます。

○山本副委員長

実際は、当該3施設を運営している事業者は同一となります。

すべて非公募施設で、運営事業者が一つにもかかわらず、選定だけは施設ごとに実施していましたが、施設所管課の負担が増えてしまうため、すべてを一括して実施するということになります。

従来は施設ごとに実施していたので、同じ指定管理者に対して複数回書類の提出などを要求していたものをやめるといった趣旨になります。

○中村委員長

承知しました。

そのようなことであればまったく問題ありません。

続いて4点目、現地視察について今回以降も実施するといったことになります。ただし、同種施設が複数存在するものについては、事務局が選定した1施設だけを視察するということになります。

これも提案のとおりで問題ないかと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

○中村委員長

それでは、今までの意見をいただいた部分については再度修正をご検討いただきたいと思います。

修正の結果については、事前に私にお送りいただきまして問題ないようでしたら、皆さんにご確認いただき、最終決定とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○廣瀬主幹

そのようにさせていただきたいと思います。

○中村委員長

承知しました。

それでは議題1についてはこれで終了とさせていただきます。

続きまして、議題2について事務局より説明をお願いいたします。

○千葉副主査

それでは議題2「令和7年度指定管理者選定スケジュール」について事務局よりご説明いたします。

はじめに資料4についてご説明させていただきます。

令和7年度の指定管理者の選定施設につきましては、令和8年3月に指定管理期間の満了を迎える地域集会施設11施設、市民活動サポートセンター1施設、老人憩の家3施設、老人福祉センター1施設、児童クラブ23施設、子どもの家6施設の選定を予定しています。

公募施設の選定については、募集要項等の審査及び応募事業者が4者以上であった場合には、評価表を用いた上で書類審査と面接審査を実施していただくこととなります。書類審査及び面接審査につきましては、今年度実施した子育て支援センターの選定と同様になります。

非公募施設の評価につきましては、対象施設の指定管理者の候補者にお越しいただき、プレゼンテーションを行っていただいた上で、質疑応答を経て、委員の皆様には評価できる点、要望する事項、期待すること、改善を要する点などの評価を行っていただくこととなります。

地域集会施設、老人憩の家、子どもの家については、議題1でもご審議いただきましたとおり、同一敷地内に位置している施設もあることから、一括して募集、申請受付、申請書類の提出及び評価を実施する予定となります。

それぞれのおおよそのスケジュールにつきましては、資料5「令和7年度指定管理者選定等委員会年間スケジュール（案）」のとおりとなります。児童クラブについては、4月に募集要項等に関する審査、7月に書類審査及び面接審査を実施することとなり、今年度のスケジュールよりも前倒しすることとなりますので、ご承知おきください。

また指定管理者の選定以外にも、全施設のモニタリングや本日と同様に基本的考え方の改訂を議題とした委員会の開催も予定しています。

審査時期が重複している施設につきましては、なるべく同日に委員会を開催させていただきますが、審査内容が多い施設につきましては、開催日を分けさせていただくこともありますので、ご了承ください。

先ほどもお伝えさせていただきましたとおり、令和7年度については選定施設が多く、確認作業に時間がかかることが想定され大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○中村委員長

ありがとうございます。

説明にもありましたとおり、来年度選定を予定している施設が多くなっており、児童クラブについては前倒しで4月に募集要項等の審査を実施することとなります。

本日この場で日程調整をさせていただいた方がよろしいでしょうか。

○廣瀬主幹

後ほど日程調整させていただければと思います。

○山田委員

質問ですが、議題1より次年度は市民自治推進課、高齢福祉課、青少年課のそれぞれの案件が一括評価になるということですが、一括評価をする際に、案件ごとに募集内容が違いうことは起こり得るのでしょうか。つまり、募集の意義や適切かの評価に関わるような記載内容にずれが生じる可能性はありますでしょうか。

○廣瀬主幹

3施設ともにそれぞれの設置目的等がありますので、その部分に関しては求める内容は異なってくると思います。ただし、大きな施設全体をどのように運営していきたいかといったところは共通事項になると考えています。

○山田委員

イメージが明確に把握できていないのですが、その場合は評価項目についても内容が変更になるということでしょうか。

○廣瀬主幹

今後最終確認をしなければならないのですが、地域のまちちから協議会などに運営をしていただいている施設は非公募となっておりまして、公募施設のように点数をつけての評価を実施することではなく、ヒアリングを通して、委員の皆様から今後5年間の指定管理期間でこういったことを実施していただきたいなどのコメントをしていただくようなことを想定しています。

○山田委員

その場合には一括評価になるので、それぞれ機能が異なる施設については順に質問をしていくといったイメージになりますでしょうか。

○廣瀬主幹

その通りです。

現時点では、まず共通する事項についての説明をしていただき、施設ごとに特色のある内容については個別に説明をしていただくことを想定しています。

○山田委員

これまではおそらくなかったと思うのですが、ある機能については非常に評価が高いが、ある機能については評価が低いとなった場合に、それも同様に改善項目やコメントとして指定管理者にお返しするといったことも今までと同様といった認識でよいでしょうか。

○廣瀬主幹

その通りです。

○中村委員長

整理するとややこしくなるかもしれません。

今までは別々の仕様がでていたものが、今度は一括となると募集要項等の作り方そのものをひっくるめて、施設ごとに意見をまとめる必要は出てくるのではないかと思います。逆に言うと、施設管理などの部分が共通事項として出てくることになるので、そこは一括として評価する形で問題ないかと思います。個別で評価すべき事項について、A事業はよ

かったが、B事業は問題があるといったケースもあり得るわけです。その場合はおそらく1事業者で担っているという実態からすると、バランスの話になってくるかと思いますが、そこは委員同士で議論をしたいと思います。

一方で我々が気を付けなければならないのは、市が求めている水準がありますので、その水準を下回る事業者に指定管理を任せるわけにはいかないので、マイナス分をどのように補強していくかといった点は議論の対象になるかと思いますが。

よろしければ日程調整をさせていただきたいと思います。

【日程調整】

○千葉副主査

最後に事務局より、今年度の委員会につきましては、本日を持ちましてすべて終了となります。資料が多い中、またタイトなスケジュールでご対応いただきありがとうございます。

先ほど議題2でご説明させていただきましたとおり、4月に委員会を開催させていただくこととなります。当日の資料につきましては、委員会の前にお送りさせていただく予定となります。年度始めのお忙しい時期に大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

○中村委員長

今年は大変な年になりますが、皆さんにご協力いただきながら選定を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、令和6年度第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を終了いたします。

以上